

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第117号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成26年8月5日 15時00分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港 七尾港府中防波堤東灯台から真方位051°3,390m付近 （概位 北緯37°04.1′ 東経137°00.1′）
事故等調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 <sup>なんえい</sup> 楠栄丸、699トン 140757、双栄海運株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷中央部外板に凹損及び擦過傷 棧橋 コンクリートに破損
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、空船で七尾港の火力発電所の棧橋（以下「本件棧橋」という。）に入船左舷着けするため、突風を伴う南西風が吹く状況下、船首部が本件棧橋の南西端付近に達したとき、右舷錨を投下した。 船長は、右舷方から風を受けて船尾が左方に振れたので、機関を後進にかけ、バウスラスタにより船体を本件棧橋から離そうとしたものの、平成26年8月5日15時00分ごろ左舷中央部が本件棧橋に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.7m、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	本船は、本件棧橋において揚げ荷役を終えた後、翌朝からの積み荷役に備えて着岸棧橋の移動を行っていた。 船長は、船首及び船尾にそれぞれ2人の乗組員を配置していた。 本船の喫水は、船首約2.40m、船尾約3.75mであった。 本船は、右舷錨を投下した際、錨鎖を約2節繰り出していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、七尾港の本件棧橋に錨を使用して着岸作業中、右舷方から

	風を受けて船尾が左方に振れたことから、左舷中央部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、七尾港の本件棧橋に錨を使用して着棧作業中、右舷方から風を受けて船尾が左方に振れたため、左舷中央部が本件棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船舶を風下側の棧橋に着ける場合、圧流を考慮した操船に努めること。</li><li>・ 強風が予測される場合、無理に着棧を行わず、錨泊して待機することも検討すること。</li></ul>